

# 基幹相談支援センター関係規程集

## 目次

1. 障害者総合支援法 第77条の2…………… 2
2. 障害者総合支援法 第77条…………… 2
3. 障害者総合支援法施行規則 第65条の14の2・3（厚生労働省令）… 3
4. 障害者総合支援法施行規則 第65条の10（厚生労働省令）… 3
5. 身体障害者福祉法 第9条第5項第2号及び第3号…………… 4
6. 知的障害者福祉法 第9条第5項第2号及び第3号…………… 4
7. 精神保健福祉法 第49条第1項…………… 4
8. 地域生活支援事業実施要綱（抜粋）…………… 5
9. 地域生活支援拠点等の整備促進について（平成29年7月7日厚労省… 9  
通知から抜粋）
10. 計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談… 10  
支援体制の充実・強化に向けた取組について（令和3年3月31日付  
厚労省通知から抜粋）

## 1 障害者総合支援法 第77条の2 (基幹相談支援センター)

第77条の2 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、前条第一項第三号及び第四号に掲げる事業並びに身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。

2 市町村は、基幹相談支援センターを設置することができる。

3 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の厚生労働省令で定める者に対し、第一項の事業及び業務の実施を委託することができる。

4 前項の委託を受けた者は、第一項の事業及び業務を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、基幹相談支援センターを設置することができる。

5 基幹相談支援センターを設置する者は、第一項の事業及び業務の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員法（昭和三十二年法律第九十八号）に定める民生委員、身体障害者福祉法第十二条の三第一項又は第二項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第十五条の二第一項又は第二項の規定により委託を受けた知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者その他の関係者との連携に努めなければならない。

6 第三項の規定により委託を受けて第一項の事業及び業務を実施するため基幹相談支援センターを設置する者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 2 障害者総合支援法 第77条 (前条第一項第三号及び第四号) (市町村の地域生活支援事業)

第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）

四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業

### 3 障害者総合支援法施行規則 第65条の14の2・3

#### (法第七十七条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める者)

第65条の14の2 法第七十七条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者とする。

#### (基幹相談支援センターの設置の届出)

第65条の14の3 法第七十七条の二第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 基幹相談支援センター（法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）の名称及び所在地
  - 二 法第七十七条の二第三項の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）であつて、同条第四項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
  - 三 基幹相談支援センターの設置の予定年月日
  - 四 受託者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書
  - 五 基幹相談支援センターの平面図
  - 六 職員の職種及び員数
  - 七 職員の氏名、生年月日、住所及び経歴
  - 八 営業日及び営業時間
  - 九 担当する区域
  - 十 その他必要と認める事項
- 2 受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を市町村長に提出しなければならない。

### 4 障害者総合支援法施行規則 第65条の10

#### (法第七十七条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第65条の10 法第七十七条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

## **5 身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号（援護の実施者）**

### **第9条**

- 5 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
- 二 身体障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 身体障害者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して、直接に、又は間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うこと。

## **6 知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号（更生援護の実施者）**

### **第9条**

- 5 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
- 二 知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

## **7 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項 （事業の利用の調整等）**

第49条 市町村は、精神障害者から求めがあつたときは、当該精神障害者の希望、精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な障害福祉サービス事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事務を一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者に委託することができる。

## 8 地域生活支援事業実施要綱（抜粋）

【別添2】

### 基幹相談支援センター

#### 1 目的

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設である。

#### 2 設置主体

- (1) 市町村
  - (2) 市町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者
- ※ (2)の市町村以外の者が設置する場合には、市町村に対して届出が必要となることに留意。

#### 3 設置方法

基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

#### 4 業務内容

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行う。具体的には、地域の実情に応じて以下の業務等を行うものとする。

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
  - ・ 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
  - ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
  - ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討

会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等)

- ・ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

(3) 地域移行・地域定着の促進の取組

- ・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

※ 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する協議会の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。

(4) 権利擁護・虐待の防止

- ・ 成年後見制度利用支援事業の実施
- ・ 障害者等に対する虐待を防止するための取組

## 5 人員体制

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。

## 6 秘密保持

基幹相談支援センターを設置する者若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 7 その他

- (1) 市町村は、基幹相談支援センターの設置又は運営の責任主体として、基幹相談支援センターの運営について適切に関与しなければならない。
- (2) 市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。
- (3) 基幹相談支援センターは、総合的な相談等の業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましい。

## 障害者相談支援事業

### 1 概要

市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。

### 2 実施主体

市町村（必要に応じ複数市町村による共同実施、運営については常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者への委託可）

（注1） 指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者に委託する場合には、事業運営の中立性・公平性を確保する観点から、市町村が設置する自立支援協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価を行う等の措置を講じることが適当である。

### 3 事業の具体的内容

- （1） 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- （2） 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- （3） 社会生活力を高めるための支援
- （4） ピアカウンセリング
- （5） 権利の擁護のために必要な援助
- （6） 専門機関の紹介 等

（注2） 市町村は、障害者相談支援事業を委託した指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者に対し、障害支援区分に係る認定調査の委託が可能。

### 4 相談支援体制の例

相談支援体制については、市町村が設置する協議会を中核としつつ、地域の実情に応じ、適切な形で整備を進めることが適当である。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村に

において設置することが望ましい。

なお、このほか想定される例としては、下記のとおり。

- (1) 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携する。
- (2) 介護保険法に基づく地域包括支援センターと一体的に総合的な相談窓口を設置する。

#### 5 権利の擁護のために必要な援助の例

障害者等に対する介護者等からの虐待を発見した場合は、迅速に保護のための措置を行うよう努めること。また、成年後見制度の利用が必要と認められる場合は、関係機関と連携の上、成年後見制度を利用することができるよう必要な支援を行うこと。

なお、2親等以内の親族の存在が明らかであっても、当該親族による支援が見込まれない場合は、市町村長が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことができるので、成年後見制度を利用できないことがないよう、その活用に努めること。

また、精神科病院を訪問し、入院患者の退院に向けた意思決定支援や退院請求などの権利行使の援助を行うよう努めること。

## 9 地域生活支援拠点等の整備促進について (平成29年7月7日厚労省通知から抜粋)

### (1) 必要な機能（具体的な内容）

#### ① 相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

#### ② 緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

#### ③ 体験の機会・場

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

#### ④ 専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

#### ⑤ 地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

(例:「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等)

### (2) 運営上の留意点

#### ① 拠点等において支援を担う者（支援者）の協力体制の確保・連携

支援者が拠点等における必要な機能を適切に実施するために、支援者全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施しなければならない

## 10 計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（令和3年3月31日付厚労省通知から抜粋）

### 第四 地域の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るための今後の各自治体における取組事項等について

#### 1 各地域の相談支援体制における今後の目指すべき方向性

今回の令和3年度改定を含むこれまでの報酬改定においては、計画相談支援等の質の向上を図るため、様々な見直しを行ったところである。

しかし、計画相談支援等は障害福祉サービス等の支給決定の際に勘案されるサービス等利用計画案を策定する極めて公共性が高く、中立公正が求められる事業であり、その質の維持・向上を図るためには、各相談支援事業所個別の取組だけでなく、地域の事業所が共同で行う取組を官民協働により実施することも重要である。

また、障害児者の生活を支えるための相談支援体制は、計画相談支援等のみならず、地域相談支援、障害者相談支援事業（地域生活支援事業）、基幹相談支援センター及び協議会を総合的に整備していくことが必要である。

さらには、令和2年6月に改正社会福祉法が成立し、重層的支援体制整備事業が新設された。同事業には、世代や属性を超えた相談を受け止め、必要な機関につなぐ事業であり、従来高齢・障害・子ども・生活困窮の各分野で展開されてきた相談支援事業を一体的に実施する包括的相談支援事業が必須事業となっている。重層的支援体制整備事業の実施を検討する市町村においては、こうした観点も踏まえた体制整備が必要である。

これらに対応するためには、地方自治体が積極的に関与しながら、地域の相談支援体制の構築及びその体制の充実・強化を引き続き図っていく必要がある。

このための取組を各自治体が進めていく前提として、相談支援事業所、障害者相談支援事業（地域生活支援事業）、基幹相談支援センター及び協議会の各主体の果たすべき役割と、将来的に目指すべき姿を以下のとおり示す。

#### (1) 相談支援事業所について

##### 1) 事業所の体制強化と相談支援専門員の質の向上

令和3年度改定の趣旨等を踏まえ、複数の常勤専従の相談支援専門員や主任相談支援専門員の配置を進めることで、相談支援事業所の独立性や中立公正性を保った事業運営を図るとともに、事業所内外における実地教育や自己研鑽等により、障害者支援に関する専門的知識・技術を獲得することで、各相談支援専門員が行う相談支援の質の向上を図る。

その際には、従業者が地域に対する幅広い視野や知識を持ち、自らの支援を含む業務を多角的・総合的に検討し、また振り返ることができる機会や支援者支援を受けること

ができる機会を確保できる事業所運営に留意する。

## 2) 利用者及びサービス事業者等との信頼関係の醸成

利用者の個別の状況に応じた適切な頻度及び機会でのモニタリングを実施すること等により、継続的かつ定期的に利用者との関わりを持つことで、利用者の新たなニーズや状況の変化に応じたニーズを見出し、その充足のための適切なサービス利用に係る助言や提案等を通じて、利用者により一層の信頼関係が醸成され、利用者が納得し、希望する暮らしの実現に向けた支援が可能となる。

また、利用者に対してサービスを提供している他の事業所におけるサービス管理責任者等の職員との関係においても、利用者に関する情報の交換、支援方針の確認等を頻繁に行うこと等により、相互の信頼関係や支援チームの力が醸成され、より緊密な多職種連携の体制が構築されることとなる。そうした支援の積み重ねにより、多様な機関や事業所等とその関係者が地域全体で利用者を支える体制を段階的に構築することが望ましい。

## 3) 利用者へのケアマネジメントを通じた地域課題の整理及び社会資源の開発

個々の利用者への相談支援を通じて、当該利用者を地域全体で支えるために解決すべき地域課題を整理するとともに、必要となる社会資源を自ら開発することや基幹相談支援センター等への提案を行うことが可能となる。

特に、障害者の重度化・高齢化の傾向を踏まえ、事業所が地域生活支援拠点等の一翼を担うことや、医療的ケア児者や強度行動障害者、罪をした者、医療観察法対象者をはじめ高度な専門性が求められる支援を地域で可能とするための連携体制に参画する事業運営が求められる。

## (2) 障害者相談支援事業（地域生活支援事業）について

市町村が実施する障害者相談支援事業は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービス利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものである。そうした一般的な相談支援を実施する中で、計画相談支援の対象とならない者や予防的な支援を必要とする者等に対しても積極的かつ真摯に対応することやアウトリーチ活動等が求められている。

また、本事業は障害者支援についての専門的な知識や技術を要するため、必要に応じて指定特定及び指定一般相談支援事業者へ委託することができる。その場合、委託契約の内容によっては、受託事業者の相談支援専門員が本事業と計画相談支援等を兼務することも想定される。市町村は、受託事業者が計画相談支援等も兼務することで、本事業の役割に支障をきたさないように配慮する必要がある。

### (3) 基幹相談支援センター（地域生活支援事業）について

#### 1) 基幹相談支援センターの役割

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割を担う施設であり、現在 778 自治体に設置されている。

また、基幹相談支援センター等機能強化事業を実施する機関においては、以下の業務を行うものである。

- ①総合的・専門的な相談支援の実施
- ②地域の相談支援体制の強化の取組
- ③地域移行・地域定着の促進の取組

#### 2) 特に強化すべき取組について

基幹相談支援センターにおいて、特に強化すべき点は以下のとおりであり、基幹相談支援センター等機能強化事業を活用することが望ましい。なお、以下に示す 2 点は第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画（基本指針）において、当該計画期間中に市町村にその機能を有する体制を整備することを求めているものである。

##### ①地域の相談支援体制の強化の取組

地域の相談支援体制の強化の取組は、相談支援事業所の質を高める上で重要である。相談支援事業所の多くは、相談支援専門員の配置が少人数であるため、事業所内におけるサービス等利用計画等の評価や実施研修などを行いにくく、事業所単位での人材育成が困難な場合がある。

基幹相談支援センターの職員が各事業所を訪問し、相談支援専門員へのスーパービジョンの実施、サービス等利用計画等の評価や指導・助言等により、相談支援専門員の資質向上を図ることができる。また、地域の相談機関が集まる定期的な連絡会や事例検討会などを開催することは、各職員の資質向上に資するとともに、地域の相談機関相互の連携強化を図ることができる。

##### ②総合的・専門的な相談支援の実施

総合的な相談支援の実施は障害者総合支援法 77 条の 2 に規定する基幹相談支援センターの目的であり、地域の相談支援体制の中核的な役割を果たす上での基本となる。

また、総合的な相談支援体制は、第四の 1 で挙げた改正社会福祉法における重層的支援体制においては、三障害一元化やそのワンストップ窓口の意味合いを超え、高齢・子ども・生活困窮等、他分野も含めた包括的相談支援事業となっている。このような施策が展開されるに至った背景を踏まえ、重層的支援体制整備の実施の如何に関わらず、より住民にとって効果的な包括的相談支援体制を検討することが重要である。

### 3) 各相談支援事業所が整理した地域課題の集約

基幹相談支援センターは第四の1の(1)の3)で前述したとおり、各相談支援事業所が個々の利用者への相談支援活動を通じて見出された現状の支援体制や社会資源では対応できない課題について集約・分析した上で、地域全体で検討すべき課題として整理を行い、後述する協議会の機能を活用して解決に向けた協議を行うなどの取組を主導していく必要がある。

なお、地域課題の集約は、基幹相談支援センターが各相談支援事業所に対して求めた上で収集することに加え、各相談支援事業所から自発的に整理した地域課題が協議会に提案される姿が将来的には望ましい。

### (4) 協議会について

計画相談支援等によりきめ細やかな相談支援が実施されたとしても、現状の支援体制や社会資源のみでは解決できない課題が発見される場合がある。その際は、地域全体で検討すべき課題として、行政、各相談支援事業所、サービス提供事業所、障害当事者、その他関係機関により解決のための協議を行い、必要に応じて新たな社会資源の開発等の検討及び開発等のために必要となる具体的な取組について検討する。

## 2 各自治体において今後取り組むべき事項について

### (1) 各地域で構築する相談支援体制の方向性等の検討

各自治体においては、第四の1で示した各主体が果たすべき役割と目指すべき姿も踏まえ、各主体がどのような役割分担を果たした上で地域の相談支援体制を構築すべきかについて、協議会等の場も活用しながら具体的に検討すること。また、すでに一定の方向性に基づき取組を進めている自治体においても、当該方向性について定期的に検証するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

また、第四の2の(2)以降において詳述する各取組を実施する際の具体的な手続き等についても、事前に関係者の意見を聴いた上で、協議会において設定することが望ましい。

### (2) 相談支援専門員養成制度の見直しと実地教育の実施体制の整備について

#### 1) 相談支援専門員養成制度の見直しと実習の実施について

相談支援専門員の養成制度については、主任相談支援専門員の制度が創設され、養成が開始されたほか、令和2年度から相談支援専門員を養成する初任者研修、現任研修についてもカリキュラム改定等の制度改正を行い、その中では、初任者研修において実習を必須化したところである。

これまで、人材養成については研修の実施主体となっていることから都道府県を中心とした取組としてきたところであるが、実地教育(OJT)の重要性が明らかになってきていることから、より現場に近いところでの教育を加えた養成体系としているところである。

併せて、相談支援については、その過半において、市町村が指定権者もしくは実施主体となっていることから、今後の実地教育の体制整備や初任者研修等における実習の実施に当たっては、市町村の積極的な関与が求められるものである。

## 2) 支援の検証の取組等の実施について

各相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高めるほか、地域全体で支援者支援の体制を構築するためには、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（基本指針）における成果目標⑥相談支援体制の充実・強化等に関する目標のうち、地域の相談支援体制の強化の活動指標に掲げる項目に着実に取り組むことが重要である。

具体的には、例えば第三の2の(4)においてモニタリング頻度を標準期間より短縮することを検討すべきとして例示した者をはじめ支援方針の検討や支援の進捗管理を共同で実施することが望ましい利用者の支援を検討・検証することや、市町村等で業務に従事する相談支援専門員が自らの支援を開示し、振り返る場を地域の中に設置運営することが求められる。この場においては、第四の2の(3)にある市町村が提出を受けたモニタリング報告の検証も含めて行われることが効果的かつ効率的である。

なお、検証についてはあくまで支援者支援の視点をもって実施されることが重要であることに留意すること。

※ 本取組等の効果的な実施のため、「基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き」を作成したので活用されたい。また、令和2年度厚生労働科学研究において、本取組等に従事する者を含む実地教育に従事する者の育成に係るプログラムを開発したほか、令和3年度からの2か年でその評価方法の開発研究を実施する予定である。3) これらを踏まえた基幹相談支援センターの設置促進、役割の再検討について これらの状況を踏まえると、基幹相談支援センターに求められる役割は非常に大きい。基幹相談支援センターの設置や基幹相談支援センター等機能強化事業の活用を検討されたい。

## (3) モニタリング結果の取扱い等について

### 1) モニタリング等におけるサービス提供事業所との連携と市町村への結果報告について

#### ① サービス提供事業所との情報共有をはじめとする連携について

可能な限りモニタリング期間を短く設定した場合であっても、相談支援専門員と較べると、日々サービスを提供しているサービス提供事業所の職員の方がより頻繁に利用者と対面し、利用者の状態等を把握していることから、相談支援専門員は必要に応じた支援を実施できるよう、サービス提供事業所におけるサービス利用状況の把握に努め、変化があった時には直ちに把握しておく必要がある。そのためには、相談支援専門員とサービス管理責任者等を中心としたサービス提供事業所職員の定期的な情報共有をはじめとした連携体制を相互の理解と協力のもと日頃から構築しておくことが望ま

しい。

なお、サービス提供事業所からの定期的な情報共有に当たっては、個別支援計画やサービス提供実績記録表等の既存の様式を活用すること等により、サービス提供事業所に過度な負担がかからないよう配慮するとともに、頻度についても予め協議しておくことが望ましい。

#### ②モニタリング結果の市町村への報告について

相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高めるため、相談支援事業所がモニタリングを実施した場合は、その結果について市町村に対して報告を行うことが望ましい。

### 2) モニタリング結果の市町村による検証について

市町村は、1)で報告を受けたモニタリング結果について、第四の2の(2)の2)の中に含むものとして検証を行うことが望ましい。

### (4) 地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等については、機能のひとつとして相談支援が掲げられている。その基盤整備や地域でのコーディネーターの役割は基幹相談支援センターにその期待が寄せられているところである。

同時に、地域生活支援拠点等を必要とする障害者等の中には、障害福祉サービス等を利用中の者が多く含まれる。このため、平常時の支援や緊急時の対応を行うに当たっては、拠点整備か面的整備かに関わらず、相談支援事業が地域生活支援拠点等と利用者との結節点としての役割を果たすことが、地域生活支援拠点等を実効的なものとする際の要素のひとつとなるものである。このため、平成30年度改定において、地域生活支援拠点等相談強化加算及び地域体制強化共同支援加算を創設し、令和3年度改定においても、複数事業所の協働による体制確保に当たっては、地域生活支援拠点等であることを要件としたところである。

これらを踏まえ、地域においては協議会等において協議を行い、相談支援機能を含む地域生活支援拠点等のさらなる充実強化を図ることが重要である。

### (5) 自然災害への対応について

相談支援事業所における自然災害や感染症への対応力強化については、第三の2の(6)の1)で示したところである。それに加え、災害時に支援の必要な住民である災害対策基本法に定める避難行動要支援者には障害福祉サービスを利用していない障害者も含まれる。内閣府においては災害時避難行動要支援者の避難を実効性を高めるものにするため、「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」の検証を受けて設置された「高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」において災害時避難行動要支援者名簿、避難に関する個別計画、福祉避難所等、地区防災計画について検討が行われ、最終とりまとめが公表された。今後は、災害対策基本法の改正が審議される

ところである。自然災害が頻発する状況に鑑み、市町村においては、障害者を含む避難行動要支援者の命を守るための備えを上記の動向を踏まえ、防災部局と福祉部局が連携しながら行う必要がある。

#### (6) セルフプランについて

いわゆる「セルフプラン」(以下単に「セルフプラン」という。)については、従前よりお示ししてきたとおり、「障害者本人(又は保護者)のエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべき」という方針に変わりはない。

本方針を踏まえ、各自治体においてはセルフプランに関して以下の取組を行うことが望ましい。

- 1) セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントの希望の有無等を把握すること。
- 2) 計画相談支援を提供する体制が十分でないためにセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制整備のための計画を作成すること。
- 3) セルフプランにより支給決定されている事例について、第四の2の(2)の3)のモニタリング結果の検証等とあわせて一定数を抽出し、基幹相談支援センター等による事例検討等において検証を行い、必要に応じてセルフプラン作成者に対して、専門的見地からの助言等を行うこと。

なお、3)の取組については、専門的見地を持つ相談支援専門員の助言により、セルフプラン作成者に対して新たな気づき生まれ、セルフプランを自らの意思で見直すこと等により、本人等のエンパワメントをより引き出すという趣旨である。このため、セルフプラン作成者と一定期間の関係性を持ち、信頼関係を醸成した上で、助言等を行うことが望ましい。

### 3 各自治体における取組に関するフォローアップについて

第四の2で前述した事項の各自治体における取組状況等について、今後、国において把握する予定である。